

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1、Ⅲ-2-2 (略)</p> <p>Ⅲ-2-3 子会社等</p> <p>Ⅲ-2-3-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 健康・福祉関連業務</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. <u>福祉関連業務は、例えば、有料老人ホーム、老人ホーム入居者に対する給食業務等、高齢者福祉関連施設の運営・管理、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営・管理、介護機器の開発、コンサルティング、取り次ぎ及び介護者の研修に関する業務、在宅サービスに関する業務、健康・福祉に関する調査・研究がある。</u></p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1、Ⅲ-2-2 (略)</p> <p>Ⅲ-2-3 子会社等</p> <p>Ⅲ-2-3-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 健康・福祉関連業務</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. <u>福祉関連業務は、例えば、老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の運営・管理、高齢者福祉関連施設の入居者に対する給食業務等、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営・管理、介護機器に関する業務（開発、コンサルティング、取り次ぎ又は介護者の研修）、在宅サービスに関する業務、健康・福祉に関する調査・研究がある。</u></p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(新設)</p>	<p><u>が子会社でなくなるよう保険会社が所要の措置を講じることを前提として、子会社の業務範囲規制の適用を例外的に5年間猶予するものである。また、金融庁長官の承認を得て、子会社対象会社以外の会社を5年を超えて子会社とすることができるのは、同条第6項各号に掲げる事情がある場合に限定されているのも同様の趣旨による。これらを踏まえると、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考えられる。</u></p> <p>① 同項第1号関係</p> <p>ア. <u>子会社対象会社以外の会社の株式の売却活動に着手しているが、現地の経済情勢や売却先との交渉状況等により売却スケジュールが遅延していること。</u></p> <p>イ. <u>現地の法制上の理由により、子会社対象会社以外の会社の清算手続きが進捗しないこと。</u></p> <p>② 同項第2号関係</p> <p><u>現地の保険市場の特性に照らして、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有継続することが不可欠であり、資本関係のない第三者に業務委託することでは目的が達成できないこと。</u></p> <p><u>同条第4項の規定は、子会社業務範囲規制の例外規定であることから、同条第5項の承認申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針（承認後1年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等）等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。</u></p> <p>(5) <u>Ⅲ-2-3-4 (1)にかかわらず、保険会社が、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等（子会社を除く。以下この(5)において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とするが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅲ-2-4 ～Ⅲ-2-18 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>ね5年以内に子法人等又は関連法人等でなくなるよう所要の措置を講ずる必要があることに留意する。</u></p> <p><u>なお、保険会社が保険業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。</u></p> <p>Ⅲ-2-4 ～Ⅲ-2-18 （略）</p> <p><u>Ⅲ-2-19 保険契約の移転</u></p> <p><u>(1) 法第138条が保険契約の移転手続中に移転対象契約を締結する者に一定の事項の通知を義務付けたのは、保険契約の移転が成立した場合に移転先会社の保険契約者になることは、当該保険契約を締結する者にとって重要な事実該当することから、事前に必要な情報提供を受けた上で保険契約を締結するか否かを判断させる必要があるとの考えによる。したがって、法第138条第1項による当該保険契約を締結する者に対する通知と同人からの承諾の取得は、当該保険契約の締結手続の一環として行われることが合理的である。</u></p> <p><u>なお、通知・承諾の方法は、当該契約の締結の方法と同様とすることが適当であり、書面のほか、電磁的方法を用いることが考えられる。</u></p> <p><u>(2) 法第138条第1項第3号及び規則第89条の2（外国保険会社等の日本における保険契約の移転については、法第210条第1項において準用する法138条第1項第3号及び規則第167条の2）により、移転対象契約を締結する者に対し通知することが求められている「移転対象契約に関するサービスの内容」とは、例えば、移転後における移転対象契約に係る顧客からの苦情・相談、住所変更・給付金請求等各種の保全手続きに対する対応方法（窓口の案内等）や移転対象契約に係る付帯サービスに関する事項（自</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
	<p><u>動車保険のロードサービスや医療相談・医療情報提供サービスの継続の有無等）が考えられる。</u></p> <p><u>(3) 会社分割に際し、法第 173 条の 5 第 1 項及び規則第 105 条の 5 の 4 により分割対象契約を締結する者に対して行う通知についても、上記(1)及び(2)に準じて取り扱う。</u></p>